



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月30日月曜日 第2121号外3

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則..... 1
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 3
 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 3
 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第

9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則..... 4

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程..... 7

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1075

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額額の算定の基準となる日の特例）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第6項の規定又は改正条例第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き減額改定対象職員となった者であって、当該期間の全期間が減額改定対象職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

- (1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける職員
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の適用を受ける職員
- (3) 愛媛県教育委員会教育長
- (4) 特別職に属する愛媛県職員
- (5) 職員給与条例第20条の規定の適用を受ける臨時又は非常勤の職員
- (6) 減額改定対象職員以外の職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (7) 国家公務員
- (8) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）
- (9) 他の地方公共団体の職員
- (10) 退職派遣者（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。）

2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 平成21年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。次号において同じ。）がない場合 減額改定対象職員となった日のうち最も早い日
- (2) 平成21年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日がある場合 当該新たに職員となった日のうち最も遅い日以降の日であって、減額改定対象職員となった日のうち最も早い日

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定）

第2条 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の

職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号及び第4条において「企業職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間（次項において「特定企業職員等期間」という。）を除く。）

- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、臨時職員等期間（職員給与条例第20条の規定の適用を受ける臨時又は非常勤の職員として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、
- (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）、
- (4) 前条第1項第6号に掲げる職員として在職した期間
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員として在職した期間
- (6) 職員給与条例第13条、教育職員給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第22条、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）第3条第1項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）第3条第1項、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第3項若しくは教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第3項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (7) 職員給与条例第12条又は教育職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる期間（特定企業職員等期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号から第6号までに掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
- (2) 前項第3号又は第7号に掲げる期間（特定企業職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第7号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（特定企業職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.17を乗じて得た額（第5条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第3条 改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された減額改定対象職員のうち、同月1日から基準日までの期間引き続き在職した職員（同月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第6項の規定又は改正条例第3条の規定による改正前の教育職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて第1条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第4条 改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。

2 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第5条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定め

る。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1076

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の87以上100分の140以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の119以上100分の190以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の77以上100分の87未満</u>（特定幹部職員にあつては、100分の105.5以上100分の119未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の67</u>（特定幹部職員にあつては、100分の92）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の67未満</u>（特定幹部職員にあつては、100分の92未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の140</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93以上100分の150以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の119以上100分の190以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5以上100分の93未満</u>（特定幹部職員にあつては、100分の105.5以上100分の119未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定幹部職員にあつては、100分の92）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の72未満</u>（特定幹部職員にあつては、100分の92未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の150</u>とする。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1077

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた扶養手当」とする。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4 省略</p>

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1078

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1027）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 1 項各号の区分に応じ当該各号に定める額又は前項の規定による人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額は、支給しない。

(平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員(当該人事委員会の定める職員を除く。))である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。第3項において同じ。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 省略

3 第 1 項の規定にかかわらず、切替日以降に同項の規定による差額に相当する額を支給されないこととなった職員であつて、その支給されないこととなった日以降にその者の受ける給料月額が同項の規定による給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額は、支給しない。

(平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額 _____)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 省略

(管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1042)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p>5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者に係る前項各号の規定の適用については、同項第1号中「その者が受けていた」とあるのは「<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「改正後の平成17年改正条例」という。)</u>附則第7項から第9項までの規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる」とし、同項第2号中「その者が受けていた」とあるのは「<u>改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる</u>」とし、同項第3号中「適用した」とあるのは「<u>適用したも</u>のとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第4号中「降格した」とあるのは「<u>降格したも</u>のとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第5号中「適用した」とあるのは「<u>適用したも</u>のとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>4 省略</p>

6 省略
7 省略
8 省略

5 省略
6 省略
7 省略

(職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1052）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事委員会規則で定める額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者に係る前項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「受けていた」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。次号において「改正後の平成17年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定の適用があるものとした場合に受けることとなる」とし、同項第2号中「場合に受けることとなる管理職手当」とあるのは「場合であって、同日に改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定の適用があるものとしたときに受けることとなる管理職手当」とする。</p>	<p>(人事委員会規則で定める額)</p> <p>第3条 省略</p>

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成21年11月30日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>3 省略</p> <p>(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)</p> <p>4 第2条及び第3条の規定は、<u>愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定により平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額及び給料の調整額については、適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 省略</p>

附 則

この管理規程は、平成21年12月1日から施行する。